

太田市告示第16号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき次の市道路線を廃止したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条の2第2項の規定に基づき太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

太田市長 穂積昌信